

環境薬事課の事業概要

環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めています。

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めています。

3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っています。

また、平成 17 年 4 月 1 日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行されました。

4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積 3,000 m²以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導しています。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っています。

5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導しています。

6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施しています。

7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき、専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っています。

8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき、開設の届出の受理、監視指導を実施しています。

薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として、薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業（届出）及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っています。

2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っています。

3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っています。

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量等の基準を満たしていることを確認する目的で試買検査を実施しています。

5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気の高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生しています。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施しています。